⑶　申請の受付期間　平成29年２月24日（金）から平成29年３月10日（金）までとする。(受付期間締切日の消印有効。ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。)

⑷　申請書の郵送先　〒150―8681 渋谷郵便局留　日本情報産業株式会社（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。)

⑸　合格証明書の交付　受付期間に受理した申請者に対して平成29年３月下旬頃に合格証明書を交付する。

公　告

諸　事　項

工場財団

千葉県八街市八街い93番地**川瀬賢次**の千葉県八街市八街へ201番地１川瀬賢次発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押､仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 29 年２月 24 日

千葉地方法務局佐倉支局

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番２―1303号**藤本理有**の工場財団に千葉県鴨川市来秀字西ノ町352番地、353番地、354番地１、354番地４鴨川太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 29 年２月 24 日

千葉地方法務局館山支局

福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜三丁目１番１号**株式会社フランソア**の工場財団に福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜三丁目１番１号株式会社フランソア福岡工場の工作物（建物を除く）を追加する工場財団目録記載変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 29 年２月 24 日　福岡法務局福間出張所

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成29年３月27日までに北海道財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20801004351②難波　仁志③難波　仁志④北海道北斗市本町３丁目４―10

①21701007279②株式会社Sasukestudio③岡宣隆④北海道札幌市西区八軒９条西６丁目２番８号

平成 29 年２月 24 日

北海道財務局長　原田　要暢

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年２月 24 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年１月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　永和鉄鋼株式会社　永井公太郎　東京都西多摩郡瑞穂町３－６－９　国土交通大臣許可（般―27）第21349号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年10月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年２月 24 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年１月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ナスエンジニアリング株式会社　菅野　文明　東京都中央区日本橋本町３－８－４　国土交通大臣許可（般・特―23）第16945号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年10月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年２月 24 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年１月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　鹿島環境エンジニアリング株式会社　池田　　豊　東京都港区元赤坂１－５―31　国土交通大臣許可(般・特―25)第16149号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年11月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年２月 24 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年１月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　前澤工業株式会社　松原　　正　埼玉県川口市仲町５―11　国土交通大臣許可（特―23）第774号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年11月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第７０９６号

広島県広島市中区白島九軒町７番16―202号

申立人　野間　啓治

本籍山口県熊毛郡田布施町大字下田布施1950番地、最後の住所山口県大島郡周防大島町大字土居1465番地、死亡の場所山口県大島郡周防大島町、死亡年月日平成26年10月28日、出生の場所山口県熊毛郡田布施町、出生年月日昭和30年５月23日、職業無職

被相続人　亡　岡本　照代

山口県岩国市山手町１丁目１番10号サンピアやまて102

相続財産管理人　弁護士　林　　貴士

山口家庭裁判所岩国支部

平成２９年（家）第１号

東京都港区西新橋１丁目３番１号

申立人　日立キャピタル債権回収株式会社

本籍愛媛県大洲市長浜甲588番地１、最後の住所愛媛県大洲市長浜甲591番地の22、死亡の場所愛媛県大洲市、死亡年月日平成28年１月31日、出生の場所愛媛県喜多郡長浜町、出生年月日昭和10年８月12日、職業無職

被相続人　亡　濱村　守男

事務所松山市山越４丁目４番35号　エクセル丸榮202号

相続財産管理人　司法書士　山崎　元昭

松山家庭裁判所大洲支部